

足利銀行 代金取立規定 新旧対照表 (2026 年 10 月 1 日 一部改定)

変更箇所のみ記載 (変更部分は赤字)

変更前	変更後	備考
1 (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの (以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。 <u>(追加)</u>	1 (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの (以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。 ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。	

以 上